

第2期県立高等学校将来構想審議会  
(第2回)

平成22年9月21日(火曜日)

15:00~17:00

## 1 開 会

○司会 本日はお忙しい中、「第2回県立高等学校将来構想審議会」に御出席を賜り、ありがとうございます。

はじめに、会議の成立につきまして御報告申し上げます。本日は、羽田貴史委員、高橋睦磨委員、青沼一民委員、齋藤公子委員から、所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。したがって、御出席数は11人と過半数の委員が御出席ですので、県立高等学校将来構想審議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、会議資料の御確認をお願い申し上げます。お手元に次第と出席者名簿、座席表のほか、資料1から資料6まで。さらに、追加資料として諮問理由書をお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

引き続き、マイクの使用方法について御説明申し上げます。委員の皆様の前には、マイク装置がございます。御発言の際は、右下にございますマイクスイッチをONにして、オレンジ色のランプが点灯してから発言をお願いいたします。また、御発言が終わりましたら、恐縮ですが必ずマイクのスイッチをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから第2回県立高等学校将来構想審議会を開会いたします。開会に当たり、宮城県教育委員会教育長の小林伸一から御挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

○小林教育長 審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、大変御多忙のところ、先月に引き続き審議会に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

前回の審議会におきましては、荒井委員、柴山委員に、それぞれ会長、副会長に御就任いただきますとともに、委員の皆様からは様々な立場から、数多くの御意見を伺うことができました。県の高校教育改革の取組の成果や課題を検証していくに当たり、今後の教育施策の見直しや改善に結び付け、また県民への説明責任を向上させていくために、どういう視点で、どのような方法で検証をすべきかといったことにつきまして、幅広い御意見をいただけたものと受け止めております。

本日の会議も、検証の基本的な枠組みや方針についての議論がさらに深まることにより、円

滑な検証作業につながることを期待いたしております。忌憚のない活発な御議論をいただきませうようお願いを申し上げます、大変簡単ですが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 これより先は荒井会長に議事進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

### 3 議事（1）検証テーマについて

○荒井会長 それでは、さっそく議事に入りたいと存じます。議事の（1）でございます。検証テーマについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議事（1）検証テーマについて、資料1と資料2に基づき御説明申し上げます。

前回の審議会での御議論を踏まえ、検証テーマの候補を5点ほどにまとめました。本日は、どのテーマを検証すべきかについて御審議いただき、決定していただければと考えております。

はじめに、資料1「第2期県立高等学校将来構想審議会（第1回）における論点」を御覧ください。前回の審議会では、これまでの高校教育改革に対する評価、今後の在り方、そして高校教育改革を確実に推進していくための検証の在り方などについて、委員お一人お一人から御意見を頂戴しました。資料1は、委員から頂戴した御意見を取りまとめたものでございます。本日の議事が、「検証のテーマ」と「検証の（実施に係る）指針」であることを踏まえ、「どういった指針・視点・方針により高校教育改革の検証を進めていくべきか」といった論点を中心に整理し、項目建てをしてございます。内容については、資料2と資料5にも記載しておりますので、ここでの御説明は省略いたします。

続きまして、検証テーマの候補について御説明いたします。資料2「検証テーマ（案）」を御覧ください。

はじめに、検証テーマの選定について御説明いたします。前回の審議会での議論を踏まえ、検証テーマ候補としまして5点に整理・集約しております。これらをたたき台として、本日、何を検証テーマとするかを決定していただきたいと考えております。

審議に当たりまして、いま一度、諮問内容を御確認いただきたいと存じます。追加資料として諮問理由書の写しをお配りしております。諮問理由書には、「現県立高校将来構想及び新県立高校将来構想期間中（平成13～32年度）に実施され、又は実施が見込まれる施策のうち、①普通教育や専門教育の体制整備など、社会の変化や時代の要請を踏まえて、その方向性を常

に点検していく必要がある施策。②男女共学化など、本県高校教育の制度・枠組みを変更する施策であって、生徒及び保護者に与える影響が大きいもの」としております。事務局といたしましては、諮問内容を踏まえると、5つの候補のうち、3つのテーマが諮問理由に沿ったテーマになるのではと見立て、備考欄にその旨を付記しました。しかし、これは、あくまで、審議に当たっての参考情報として記載したものでございます。その点、御了承いただきたいと思っております。

なお、検証テーマの数につきましては、今期審議会の期間が2年であることに鑑みまして、2、3程度が望ましいのではないかと事務局としては考えております。

次に、資料2の構成について御説明いたします。資料2は、一番左の欄に「現行の県立高等学校将来構想期間における取組」の「施策目的」と「取組施策」を記載しています。その隣の欄には、「新県立高等学校将来構想の目指す姿」では、これらの取組の実施を通じてどのような姿を目指しているのかを記載しております。前回、現行の県立高校将来構想（以下「現将来構想」という。）と新県立高校将来構想（以下「新将来構想」という。）とのつながりを意識すべきとの御意見を頂戴しましたので、このような整理をいたしました。また、「当該取組に関する問題意識等」の欄は、事務局において、前回の審議会での御意見を整理したものでございます。そして、網掛けの欄には、委員の御意見を踏まえ、「検証テーマの候補（案）」として5つほど抽出した上で、これらを「検証する際の主な切り口」として論点整理してございます。

以下、「検証テーマの候補（案）」について御説明いたします。

検証候補の1つ目「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」について。現将来構想では、「多様な生徒の実態に対応して、各学校が生徒それぞれの個性を最大限伸ばせる高校づくりをする」との目標を掲げ、社会の変化や生徒のニーズに対応した「特色ある学科の設置」や「全日制高校の充実」といった取組を行ってまいりました。また、「生徒数が減少していく中でも活力ある学級規模を維持する」との目標を掲げ、学校再編を進めてきたところでございます。

これらの取組は、新将来構想にも引き継がれているところですが、前回の審議会では、産業構造や地域のニーズを踏まえた学校づくりや、社会経済環境の変化に対応できる人材の育成が今まで以上に求められており、そういった視点での高校づくりを進めるための検証を行うべきとの御意見がありました。そのほか、前回、御欠席されました高橋委員からは、「高校は地域づくりの拠点でもあり、学校再編をする場合には地域の活力への影響についても考慮すべき」との御意見を、別途、頂戴しているところでございます。

以上のような御意見をいただいているところでありますが、検証テーマの候補は「普通教育・

専門教育の体制整備」とターゲットを絞らせていただきました。その理由としましては、高校進学率はすでに98%超となっており、高校に入学してくる生徒の能力や進路意識は、実に様々な状況にあるところ、今後は、特に中堅以下の生徒の実情を踏まえた教育システムを構築する必要があると捉えており、そのため、専門教育及び普通教育それぞれの課題を整理し、その対応策を平成26年度からスタートする第2次実施計画において定めていく必要があるのではないかとございます。

「普通教育・専門教育の体制整備」を検証する際の主な切り口については、委員の御意見などを踏まえ、4つ挙げております。1つ目は「産業構造・地域の教育ニーズを踏まえた学校づくりがなされてきたか」。2つ目は「多様な生徒それぞれの個性に対応した学校選択・教育機会が確保されているか」。3つ目は「学科改編を含む学校再編によって学校が活性化されたか」。4つ目は「宮城の将来ビジョン（県の総合計画）との整合性がとれているか」でございます。

次に検証候補の2つ目「(2) 高校教育の質の保証」について。現将来構想では「多様な個性・特性に対応した教育の推進」という目的を掲げ、「授業の指導内容や方法の工夫・改善」に取り組んでまいりました。また、総合的な学習の時間などを使いまして、職場体験などを取り入れ、「生き方・在り方にも踏み込んだ進路指導」に取り組んでまいりました。新将来構想でも「学力の向上」や「キャリア教育の充実」の取組を実施することとしております。

前回の審議会では、「教育の質の保証」や「志教育・キャリア教育を積極的に推進していく」ための検証を実施するべきとの御意見がございました。

したがって、このテーマを検証する際の主な切り口として、「高校教育の質の保証が確保されているか」、「発達段階に応じた勤労観・職業観等が育成されているか」の2つを挙げております。

次に検証候補の3つ目「(3) 学校経営」について。現将来構想では、「学校の説明責任を果たす」という目的を掲げて学校評価を導入したほか、「教育諸条件を整備する」ために、教職員研修などに取り組んでまいりました。

前回の審議会では、学校経営に当たっては「中高接続、高大接続、そして高校と企業との接続」という観点が必要であるほか、「地域とのつながりを踏まえること」が重要であり、これらが担保されているかどうか検証すべきとの御意見がございました。また、教育のスキルの確保という視点から、教員研修の実施状況、社会人を含めた教員の配置などについて検証することが必要との意見もございました。その他、前回御欠席された高橋委員からも、高校の活性化のためには目的意識を持って学校経営にあたることが重要であるとの御意見を頂戴しております。

これらの御意見を踏まえまして、「学校経営」を検証する際の主な切り口を4点にまとめております。1つ目は「地域住民に対する学校の説明責任が果たされているか」。2つ目は「教育資源は充足されているか」。3つ目は「地域の教育資源を有効に活用しているか。また、学校の教育資源が地域等に提供されているか」。そして4つ目は「効果的・効率的な運営がなされているか」でございます。

なお、前回の審議会において、千葉委員から「学校の説明責任」の趣旨について質問がありましたので、この場をお借りして御説明いたします。県立の高校は県民の税負担で運営されているという点を踏まえ、学校運営に当たっては、外部有識者や地域の評価を受けながら学校評価を実施し、県民への説明責任を果たしていくという考えが根底にありました。併せて、外部評価制度などを導入することにより、自己点検・自己改善の体制整備、機能強化を図っていこうという狙いもありました。このような取組を進めることによって、結果として学校全体のマネジメント機能を強化させ、より良い教育環境づくりをしていこうとするものであると。そうした考えが背景にあったということを御理解いただきたいと思っております。

次に、検証候補の4つ目「(4) 男女共学化」について。県では、「性差による入学制限をなくし、生徒の選択機会を確保するため、校舎の改築や学科改編・再編などを機に、対象校ごとに関係者の理解を得ながら、すべて男女共学化を推進する」という基本方針を掲げ、今年4月までにすべての県立高校を男女共学校としたところでございます。

前回の審議会では、男女共学化についての検証対象に関わる直接的な意見はございませんでした。にもかかわらず検証候補として挙げましたのは、平成21年2月に開催された県教育委員会臨時会で、「男女共学化を含む高校教育改革の取組について、客観的に検証を行いながら今後の本県高校教育の充実を目指す」といった趣旨の内容が決定されており、説明責任が求められているテーマであることによります。そのため、諮問理由にも、検証対象として『男女共学化』など本県高校教育の制度・枠組みを変更するものであって生徒及び保護者に与える影響が大きいものについて諮問する」旨を記載しております。

このテーマを検証する際の主な切り口として、3つ挙げております。1つ目は「制度改革の意図が実現されているか」。2つ目は「制度改革により生じている課題は何か」。3つ目は「今後の制度改革に際し、教育庁・各高校がすべきことは何か」であります。

検証候補の5つ目「(5) 全県一学区化」について。生徒がより幅広く学校を選択できるよう、今年度から全日制課程の普通科高校において通学区域を撤廃し、全県一学区化いたしました。前回の審議会では、委員から全県一学区化による成果と課題が具体的に示されたほか、学校現

場で生じている課題・不安感に対するサポートの必要性が指摘されました。その一方で、「全県一学区化の検証については、もう少し時間を置かないと分からないこともあるのではないか」といった御意見もありました。このテーマを検証する際の主な切り口としては、委員の御意見を踏まえ、3つ挙げております。1つ目は「制度改革の意図が実現されているか」。2つ目は「制度改革により生じている課題は何か」。3つ目は「今後の制度改革に際し、教育庁・各高校がすべきことは何か」であります。

なお、全県一学区化の影響等については、現在、教育庁及び高等学校入学者選抜審議会においてフォローアップをしております。フォローアップの結果（今春及び来春の入試の状況・結果）については、県立高等学校将来構想審議会に御報告したいと考えております。

検証のテーマ（案）については、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○荒井会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、検証テーマの候補が示されました。まず、このまとめ方に関して、御質問あるいは御意見はございますか。御異議がなければ、資料2に則して議論を進めたいと思います。

前回の審議会での議論を踏まえて、5つのテーマに整理したということでございます。これをさらに2、3つ程度の検証テーマに絞り込んでいくというのが議事（1）でございます。40分ぐらい議論の時間が取れそうですので、まずは、皆さまから御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○白幡委員 質問をよろしいですか。今日の会議で、2年間で取り組むテーマを全部決めてしまうということですか。

○荒井会長 後から検証テーマを何一つ増やすことができないということではないと思います。基本的に2年間を目安として、2つから3つのテーマを決めたいというのが今日の目標でございます。

○白幡委員 分かりました。なぜ、そういう発言をしたかといいますと、県民が今、一番注目しているのは、「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」です。しかし、これらの成果・本当のアウトカムを検証するのはいつごろが適当なのかが現段階では見えていないからです。あまり拙速に検証するのは良くないと思っています。

○荒井会長 私が答えていいのかどうか分かりませんが、その辺は大変微妙なところだと思います。特に、「(5) 全県一学区化」については、事務局の説明にもありましたように、高等学校入学者選抜審議会においてフォローアップをしているとのことですので、今年の結果と来年の

結果は出てきます。ただし、本当は、更にもう1年、すなわち、制度変更後3年程度の経過を見ていくことは必要だと思いますが。しかし、高等学校入学者選抜審議会においてフォローアップするので、本審議会としては「(5) 全県一学区化」を検証テーマから外していいのかなというところ、それはまた別の問題のように思います。今期の審議会は2年間と申し上げましたが、2年間で見えてくるものと、そうでないものは当然あると思います。それらを含めて、色々と御意見を出していただければと思います。

先ほども伺いましたが、検証すべきテーマは、この5つの候補で取りこぼしがないと考えてよろしいでしょうか。

○本図委員 毎回、キャリア教育のことを申し上げて恐縮ですが、「新県立高校将来構想の目指す姿」のところでは、キャリア教育の充実として、「勤労観・職業観等の育成」と「発達段階に応じた勤労観・職業観等の育成」が挙げられていますが、キャリア教育を、就労の視点だけでなく、コミュニケーション能力とか、人間関係形成能力とかもう少し広めにとるべきだと思います。そういったコンピテンシーのところに関わるものとして考えていくといいのかなと思っています。

○小澤委員 5つの候補の中では、確かに「(4) 男女共学化」、「(5) 全県一学区化」が、全県的な興味・関心が一番高いものだと思います。反面、高校教育において一番問題になっていること、一番の課題は何なのかということ優先的に捉えて、検証していくことが必要ではないかなと考えます。

○荒井会長 小澤委員が発言された内容に則しますと、5つのテーマの中では、どこにプライオリティーを置くべきでしょうか。

○小澤委員 私は「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」と「(2) 高校教育の質の保証」が、いまの高校教育の中での一番の課題ではないかと思っております。

○白幡委員 私も小澤委員と同じような意見です。ただ、この「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」と「(2) 高校教育の質の保証」は分けて検証できるのかなと思います。オーバーラップしている部分や、手段と目的が互いに込み入っている部分もあると思います。ですから、これらは分けずに、同じようにして検証すべきテーマであると見ていました。

○荒井会長 事務局のほうから何か補足はございますか。

○事務局 我々としましても、試行錯誤しながらこの5つに分けたというところでは、特に苦労したのが、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」と「(2) 高校教育の質の保証」です。白幡委員から、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」と「(2) 高校教育の質の保証」は表裏一体、



あるいはオーバーラップしているのではないかというお話がございましたが、事務局としましては、5つのテーマのうち、「(2) 高校教育の質の保証」と「(3) 学校経営」は教育の内容に関わることであり、非常に抽象度の高い議論になると考えたことから、検証テーマを教育の制度面と内容面に分けたということがございます。現段階では、検証の方法論が確立されていないことがその理由です。検証の方法論がある程度固まれば、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」と「(2) 高校教育の質の保証」を併せて検証できるとか、やっぱり分けてやらなければいけないとかが分かると思うのですが、今はその状況にないと考えております。そこで、検証のはじめの段階では、なるべく議論の抽象度が低い、具体の課題を切り分けて見ていただくのが良いということで、整理いたしました。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○荒井会長 「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」が全体のフレームで、「(2) 高校教育の質の保証」と「(3) 学校経営」とはその中身という位置付けになるように思います。また、「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」は制度変革と非常に深く結び付いている課題で、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」から「(3) 学校経営」までとは違った視点からアプローチされるべきテーマではないかと思います。ただし、この5つはいずれも深く関連している課題ですので、1つを取り上げると、それに引っ張られて他の課題も浮上してくる、そういう構造を持っているような気がいたします。

○倉光委員 「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」が一番次元の高いフレームで、「(2) 高校教育の質の保証」と「(3) 学校経営」は学校現場の制度運用に関することで、ちょっと次元が違うと思います。本審議会の趣旨が、本県高校教育の制度・枠組みの変更に関する検証であると捉えますと、検証対象は「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」と「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」になる。そして、これら3つを検証対象とすることによって、ブレイクダウンといいますか、落とし込みの部分として「(2) 高校教育の質の保証」と「(3) 学校経営」が一緒に検証されていくことになるのかなと思います。

いずれにしても、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」と、「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」とでは次元がちょっと違うかなと感じております。

○千葉委員 「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」に関して。制度改革がなされれば、その後どうなっていくのかを、宮城県の教育行政において検証していくのは、ある意味、当然のことという感じがしていました。したがって、この審議会において、「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」をきちんと検証しなければいけないのか、あるいは、これらはもうすで

に仕組みとして検証していますということなのか、この辺の確認をしたいです。

それから、私は「(2) 高校教育の質の保証」が、特に大切と思っています。というのは、新将来構想において「志教育」や「将来を自分で切り拓いていく力の育成」という視点が新たに示されたわけです。今まで取り組んでこなかっただけに、ここに関する考え方の蓄積はまだまだ足りないのではないかと。そうだとすれば、このことをきちんと検証しながら、これをどういうふうにやっていくかというのは非常に重要な問題だと思っています。

○荒井会長 1つが御質問で、もう1つは御意見だったと思います。事務局から御質問に関していかがでしょうか。

○事務局 「(5) 全県一学区化」については、資料2に「教育庁内及び高等学校入学者選抜審議会においてフォローアップしている」と記載しておりますとおり、検証体制がある程度出来上がっていると受け止めております。その一方、「(4) 男女共学化」については、平成21年2月の教育委員会臨時会において、客観的な検証を行う必要性が指摘され、その決定をみておりますが、検証の仕組みはまだ構築されておられません。そういう意味で、「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」とでは程度が違っていると捉えております。

○荒井会長 「(5) 全県一学区化」については、検証の課題としても、方法論的にも、ある程度フレームが出来上がっている。一方「(4) 男女共学化」については、検証の必要性は提起されているけれども、どうやってこれに取り組むかということに関しては、まだ緒に就いていない。そういう段階にあるとの説明でした。

○本図委員 とはいえ、「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」は長期的な検証サイクルを要するものであり、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」は目標に行き着くため、成果を常に提示していかなければいけないものという気がしています。

まずは、「学校の配置が適切か」という観点と、「学校の成果が適切か」という観点。「学校の成果が適切か」というテーマでは、純粋に測定できる学力の面と、志教育なりキャリア教育なり測定になじまないもの、学校経営の面というふうに枝分けをする。この「学校の配置」と「日々の学校生活」という大きな2つを検証する中で、「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」の成果について時間をかけていくということなのかなという気がします。

○荒井会長 「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」が基本テーマであって、「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」がいわばサブテーマになる。それらを検討するという考え方の下に、「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」を長期的に検証していく。全体としてはそう

というような関係ということでしょうか。

○本図委員 「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」のサブアイテムに「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」が入ってもいいと思いますが、「学校の配置」と「日々の学校の生活」というように並列にしてもいいと思います。

○朴澤委員 「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」はいずれも制度面の検証。これを縦串とすれば、それぞれ共通に横串的な視点で見っていくのが、「(2) 高校教育の質の保証」と「(3) 学校経営」というような感じがします。

「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」は、この10年の中で文科省の政策も色々ありましたが、県の施策としてやってきたものです。

「(4) 男女共学化」について。宮城県は他県に比べて共学化が進まない部分もあったことから、それ自体を宮城県の特色として検証する視点はどうかと思いますけれども。全国的に見れば、ほとんどの県で共学化の体制になっています。もしその辺を取り上げるのであれば、宮城県として取り上げるべき課題を検討することが大事ではないかと。

「(5) 全県一学区化」については、高等学校入学者選抜審議会においてフォローアップしているとのことですが、なぜこのテーマが議論になるかというのは、一つは通学の問題があるわけですね。一方で、最近では、IT革新により、距離を克服するような教育の方法が高等教育でも取られて、ずいぶん浸透してきているわけです。そのように考えたときに、距離の問題の代替手段として考えられるものが、あるいは出てくるかもしれない。一方で、フェイス・ツー・フェイスといったきめ細かい教育がより有効だということもあるわけです。それに対して、学校という組織として、教わる側と教える側をどう結び付けていくかという視点で考えた時に、全県一学区化とIT化との関連はどうなるか。そういった視点から取り上げることも大事ではないかと思えます。

これは後の議論になるかと思いますが、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」の検証の方法として、教わった人たちがどういうふうに見ているかということが大事ではないかと思えます。現将来構想の始期は平成13年度ですから、その当時の高校生は現在25、26歳になっています。そういった方々からも意見が取れば、検証の質も上がるような感じがしております。

いずれにしても、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」が一番大事な取組でありますし、「(4) 男女共学化」、「(5) 全県一学区化」は先ほど言った視点から見っていくのがいいと思います。「(2) 高校教育の質の保証」と「(3) 学校経営」は縦串に対する横串的な見方で、すべ

てに関わってくるのではないかと。

○荒井会長 白幡委員からは、検証方法に踏み込んだ御意見を頂戴しました。先ほど事務局から、「(5) 全県一学区化」については、すでに高等学校入学者選抜審議会において一定のアプローチが進んでいるという話がありましたが、他方、朴澤委員からは、独自のアプローチが可能なテーマではないかという御意見でした。また、「(4) 男女共学化」に関しても、宮城県としての独自の課題が見えてくるかもしれないので、一般化した形での検証では済まないだろうとの御意見もありました。ほかにはいかがでしょうか。

○荒井会長 多くの委員から、複数のテーマを整理することができるとの御意見を頂戴しました。そして、朴澤委員からは、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」を検証テーマの縦串として位置づけ、「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」を横串として両者の関連の中で各課題を見ていくという整理をいただきました。

この5つのテーマの設定は、それ自体が現将来構想と新将来構想との対比にもなっているという関係があります。現将来構想はハードウェアの構想が主体であり、その下で「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」が進められました。一方、新将来構想はソフトウェアの構想だと言えるように思います。このソフトウェアの部分が「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」という課題で示されているように理解いたします。

この5つのテーマのすべてが2年間で検証できるということではありませんが、一定のプライオリティーをつけ、どこから着手をするのかを決めなくてはなりません。

朴澤委員の表現で言えば、縦串の部分としての「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」があり、それに横串の「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」をどういうふうに絡ませるかということ。

多少、曖昧さを残しますが、この段階では、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」を検証テーマとして、その中で「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」をどう扱っていくかは今後検討の中で整理をつけていくということでいかがでしょうか。少々盛りだくさんという感じはいたしますけれども。

○白幡委員 いま、会長がお話しした方向性でいいかと思いますが、最後におっしゃったとおり、盛りだくさん過ぎる感じがいたします。おそらく、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」をベースにして、「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」も一緒に検証していくことになるのではないのでしょうか。ただし、その方法については、今後検討する必要があるかと思いません。

では、「(4) 男女共学化」「(5) 全県一学区化」はどうするのかという話です。「(5) 全県一学区化」に関しては何度も議論してはいますが、高等学校入学者選抜審議会のほうで何かあるということだと思います。それから、「(4) 男女共学化」に関しては、今期の審議会ができるのは、せいぜい要点整理で、それぞれに踏み込むというのは時間的に無理だと思うんです。男女共学化に向けた状況整備の半分くらいができるかどうか。杵を絞った形だとある程度できるかと思うんですが。

○荒井会長 「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」は時間の経過を見ていかなければいけない問題だと。ただ、すでに改革は実施されていますので、少なくともそこでどういう問題が出てきているのかということの整理はしておかなければいけない。その上で、少し時間をかけて経過を見ていく。そうすると、検証部会では、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」から作業を進めていただくのが妥当なのかなという感じがいたします。その辺の着地点はいかがでしょうか。

○白幡委員 賛成です。

○伊藤委員 「(5) 全県一学区化」は、その成果が現れるのには、ちょっと時間がかかるので、もう少し様子を見るべきだと思っており、前回の審議会でも申し上げたところでした。「(4) 男女共学化」についても同じことが言えるかと思います。

どれにプライオリティーを置いてやるかということから見ますと、私は「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」「(2) 高校教育の質の保証」「(3) 学校経営」を大きな一つのテーマにすべきだと思います。あとは「(4) 男女共学化」ということ。「(5) 全県一学区化」については、高等学校入学者選抜審議会においてフォローアップされているようですので、それを途中で御報告いただくような形でよろしいのではないかと思います。この審議会の検証テーマにすることはいいと思いますが、全部やり切るということは、この審議会の日程からいって非常に難しいのではないかと考えております。

○荒井会長 委員の方の御意見がある程度揃ってきたように感じますが、いかがでしょうか。検証テーマとしては、「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」を中心に考える。「(4) 男女共学化」と「(5) 全県一学区化」については、スタートした制度改革としての論点整理はしておく、あとは、少し時間をかけて経過を見ていくというところでしょうか。

検証作業上のプライオリティーとしては、まずは「(1) 普通教育・専門教育の体制整備」で考えていきたいということでございます。

いずれにしても、「(4) 男女共学化」も「(5) 全県一学区化」も大変大事な課題であり、検

証テーマとしてきちんと上げていくということを検証部会には申し上げたいと思いますが、進め方としては、プライオリティーの置き方としては、そのような形で進めていくということで御了解いただけますでしょうか。

○小林教育長 事務局としての意見を、一言言わせていただきたいと思います。先ほど事務局の担当から説明をいたしましたけれども、資料2「(1)普通教育・専門教育の体制整備」から「(5)全県一学区化」まで整理した論点の中の、「(4)男女共学化」についてです。一律共学化をめぐることは、県内に様々な動きがあったことを受けて、昨年2月の臨時教育委員会で様々議論をしまして、最終的に従来のスケジュールに則して共学化をするということを決めたわけでありまして、その際に、同時に、この共学化という施策の合理性・有効性といったことについて、今後、客観的な検証を行っていくということも併せて決めたわけでありまして。「客観的な検証」とは、大きな制度改革でありますから、当然、教育委員会としてもその推移を見ていくということはありませんけれども、執行者たる教育委員会ではなく、第三者機関たる審議会でやるところに意味があるということも、内々、教育委員会の意思決定のポイントとしてあったわけですから。その経緯からすれば、男女共学化について検証していただくということについて、実は教育委員会としては大きな期待があるということでもあります。

ただし、いまお話がありましたように、これはなかなか簡単に結論が出るような話ではないと思います。第2期の審議会で議論できるボリュームというのは限定されますけれども、その後の第3期、第4期の審議会で議論を引き継いでいくということが、想定されるわけでありまして、その際に、こういった問題意識を持って、こういった議論を後の審議会で引き継いでいくかということは、第2期審議会でしっかりと論点整理していただく必要があろうかと思っております。したがって、優先度は「(1)普通教育・専門教育の体制整備」ということでもありますけれども、「(4)男女共学化」についてもしっかりと議論をお願いしたいというのが、教育委員会としてのお願いでございます。

○荒井会長 いま、教育長から、男女共学化の検証についての御意見がありました。男女共学化の問題では、火中の栗のようなところがありますが、理論的な検討を欠いているようなところがあります。世の中の全体の動きとして、男女共学が強調されることもあれば、別学が重視されることもある。教育上の善し悪しについても、理論的に検討すべきところと、行政的な計画に基づく部分と2つあるのだらうと思います。さらには検証部会の中で作業としてできる部分と、理論的な検討が別に必要な部分と、色々あるような気がいたします。

男女共学の問題に関しては、今の体制の中で、検証部会にも一定の限界があるように感じて

おります。他方で、重点的に、また継続的に検討していかなければいけない問題でもある。小林教育長の御発言を踏まえると、論点整理だけでなく今後の継続的な議論のために、そのベースになるような理論的な検討を広げておくということも必要と考えますが。

○柴山委員 「(4) 男女共学化」に関しては方法論がない。ハードウェアの検証はできるけれども、中身のソフトウェアの検証をどうするかを考える時に、どういうふうアプローチしていったらいいのか、その方法論すら視野に入っていないという状況でございます。

したがって、この審議会で「(4) 男女共学化」を検証する場合には、いわゆるパイロットスタディ的に、探索的にどういうことができるのかを少しずつ進めていって、2年の任期の間に、どういうふうになれば何が見えてくるかという、その方法論をまず確立しないといけないと思います。と申しますのは、男女別学の方が良いという論点はずっとございまして、それはそれですごく説得力があります。にもかかわらず、共学化した意味や良さをどういうふうにして見出していくのかが、すごく大切な論点になってくると思います。ちょっとまとまりがつかないのですが、そのように考えております。

○倉光委員 「(4) 男女共学化」については、検証が難しいように思います。別学ではなくて男女共学にするという理念があって、それぞれどういう方向性を生み出すのか。男女共学によって在るべき姿は何なのか。それは各現場で持つべきと思うんですよね。たとえば、一女の共学化と二高の共学化とは違うわけですよね。女子主体の学校を共学化すると、男子主体の学校を共学化するのでは、やはり、目指す方向や在るべき姿が違って来る。そうすると、現状と在るべき姿とのギャップをどのようにして埋めていくのか、あるいは解消していくのか。また、どのようにしてメリットを強化してデメリットを克服していくのかは、各学校がそれぞれに取り組むべき課題だと思います。高校のタイプはそれぞれです。学校ごとに事情が違いますので、男女共学化一つ取っても学校ごとに方法論が違って来る。

○柴山委員 いまの倉光委員の御発言は、とても示唆的。男性中心から女性が入ってくる、女性中心から男性が入ってくる。やっぱり条件が違いますから、それは確かに興味深い方法だと思います。

それともう一つ。これは事務局にお尋ねしたいのですが、男女共学化と全県一学区化について、検証の切り口として「制度改革の意図が実現されているか」という文言がございまして、それぞれの「意図」を記載したものが公の文書としてございましてか。

○事務局 男女共学化については、現将来構想の中に記載がございまして。1つ目は「高校という多感な時期に男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境として

望ましいこと」。そして、2つ目は「社会の在り方の反映である学校においては、男女が別々に学ぶよりも共に学ぶ方が自然であること」です。3つ目は「県民の負担で設置されております県立高等学校においては、性差による入学制限を設けることは好ましくないこと」ということでございます。我々としてはこの辺が制度改革の意図であると受け取っております。

全県一学区化については、「宮城県立高等学校通学区見直し方針」（平成19年3月28日）において記載がございます。

○荒井会長 男女共学化も全県一学区化も、学ぶ機会の公平性・公正性というのが、おそらく問題の核心にある課題のように思います。それ以外の部分というのは、諸説ある。一義的に、どちらが在るべき姿かということは、なかなか論じにくい問題だと思います。

本審議会としましては、検証テーマについては、端的に「（1）普通教育・専門教育の体制整備」だという言い方は申し上げず、縦串として「（1）普通教育・専門教育の体制整備」「（4）男女共学化」「（5）全県一学区化」というところにポイントを置いて、その中でどういうプライオリティーを置いて、どういう検証方法をとっていくかということは、部会で議論していただく。検証の順番をどうするのか、あるいはアウトプットのイメージをどのように捉えていくのかなどについては、部会において議論いただくことにさせていただこうと思います。

それでは、結論として、検証テーマは、「（1）普通教育・専門教育の体制整備」「（4）男女共学化」「（5）全県一学区化」に絞り、さらにそれをどのように踏み込むかということは、部会において具体的に決めていただくことにしたいと思います。

### 3 議事（2）部会の設置について

○荒井会長 次に議事の2番目でございます。検証部会の設置についてお諮りいたします。第1回目の審議会において、事務局から、部会を設置して具体の検証作業を行うことを想定しているという説明がありました。本日は、事務局からその組織に関する具体的な案を説明いただき、その上で部会の設置について審議をいただきたいと思います。まずは事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、議事（2）の部会の設置について、資料に基づき事務局から御説明申し上げます。前回の審議会では、検証作業の効率性及び実効性を高めるために審議会に部会を設置し、部会が検証実務を行っていく形を想定している旨、御説明申し上げたところです。その後、会長に再度、御相談申し上げましたところ、検証テーマが決まったならば、やはり部会を設置して検証作業を進めるのが良いのではないかとの助言を頂戴いたしましたので、部会の設置要



網案を用意させていただいたものでございます。

はじめに、資料3「県立高等学校将来構想審議会条例」を御覧ください。

部会の設置につきましては、審議会条例の第6条に記載されております。第1項に「審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。」、第2項に「部会に属すべき委員及び専門委員は10人以内とし、会長が指名する。」と規定しております。

この第6条第1項の規定に基づき、資料4「県立高等学校将来構想審議会高校教育改革検証部会設置要綱(案)」を事務局で取りまとめました。以下、要綱の案について御説明申し上げます。

第1条では審議会条例に基づき「高校教育改革検証部会」という名称で部会を設置し、第2条で、部会の所掌事務を規定する形にしてございます。部会の所掌事務は、(1)「県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の実施に係る成果及び課題の検証に関すること」、(2)「検証に係る報告書の作成に関すること」、(3)「(1)(2)のほか、検証の実施に関し必要な事務」と3点に整理いたしました。

第3条では、検証作業を進めていく際に、必要とあらば部会に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる旨の規定を置いたところでございます。意見聴取会や、公聴会の開催などを想定したものでございます。

なお、第4条で部会の庶務は私ども教育庁教育企画室が処理する旨、第5条はこの要綱に規定すること以外で部会運営に必要なことは部会で決めていく、という委任条項になっております。

以上が部会の設置要綱案でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○荒井会長 ただいま、資料3、資料4に基づき「県立高等学校将来構想審議会高校教育改革検証部会設置要綱(案)」の御説明がありました。これに関して御質問、御意見等はございますか。

○白幡委員 確認です。資料3の第6条第3項の「前2条の規定」は、第4条(会長及び副会長)と第5条(会議)の部分を指しているんですね。分かりました。

○荒井会長 ほかにいかがでしょうか。特に御異議がなければ、この要綱案をこの審議会においてお諮りして決定をしたいと思っております。

(「お願いします」の声あり。)

○荒井会長 ありがとうございます。それでは、検証部会を設置することとし、原案のとおり部会設置要綱を定めることといたします。

引き続き、部会のメンバーについてです。本審議会の設置条例第6条第2項の規定に基づき、

会長が指名することとなっております。部会での議論の内容あるいは委員の皆様のお立場等を考慮しまして、7名の委員の方を指名させていただきます。まず、国立大学法人東北大学大学院教育学研究科教授、柴山直委員。同じく東北大学高等教育開発推進センター教授、羽田貴史委員。宮城県黒川高等学校長、倉光恭三委員。利府町教育委員会教育長、小澤仁邇委員。宮城県教育研修センター所長、齋藤公子委員。財団法人みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー、白幡洋一委員。デザインルームJ I N主宰、佐々木加代子委員。以上の方をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 3 議事（3）検証の指針について

○荒井会長 続きます、議事（3）の検証の指針についてでございます。第1回目の審議会で、委員の皆様に検証の在り方や方向性について御意見をいただきました。議事（1）におきましても、いくつか検証の在り方について御意見を頂戴したところでございます。前回までの内容を事務局で整理して、検証の指針として取りまとめたものがございます。まずは事務局からその説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見を頂戴して、今後、部会において検証を進めるに当たっての指針として、この場で確認をさせていただきたいと思います。それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料5「検証の指針（案）について」に基づき、御説明いたします。この指針を設ける趣旨でございますが、検証の実務につきましては親審議会、つまり本日開催している審議会ではなく、先ほど設置されました高校教育改革検証部会において行われることとなります。したがって、その検証作業を行うに当たり、親審議会から部会に申し送りする基本的な方向性を指針としてまとめ、審議会全体として確認し、共通認識を持つておきましょう、というものでございます。

なお、この指針案をまとめるに当たりましては、前回の審議会で頂戴した御意見や、去る4月に答申のありました「高校教育改革の成果に関する検証の在り方」がベースとなっております。

では、この資料の1を御覧ください。検証の目的について、改めて整理いたしました。1つ目としては「現将来構想及び新将来構想の計画期間中に実施され、又は実施が見込まれる県独自の制度や主要施策が、学校現場に与えた成果及び課題を明らかにする」ということ。2つ目としては「上記検証の結果を踏まえ、学校の活性化や教育の充実など、今後の県立高校教育の向上に向けた改善の方向性を検討するとともに、グッドプラクティスを例示しながら、必要な

改善の実施につなげていく」こと。3つ目としては「検証のプロセスと結果を、適時、的確に県民に情報提供し、県立高等学校将来構想審議会及び県教育委員会の説明責任を向上させる」こととございます。

こうした目的の下、検証作業を進めていただくわけですが、その際の視点について2にまとめました。上から順に申し上げます。教育の「質の保証」を企図した施策であるかどうか。学校及び教育の充実につながる制度設計になっているかどうか。大目標である「人づくり」に必要なハードウェア、ソフトウェアが整備されているかどうか。生徒の多様化等、環境の変化に的確に対応できているかどうか。義務教育と高等教育、地域社会とのつながりを踏まえた施策となっているかどうか。以上5点に整理いたしました。

続きまして、「3 検証の手法」を御覧ください。検証の具体的な手法は部会で検討することになるものの、その検討に当たっては以下のポイントを踏まえとしております。ポイントとして、「現状把握に当たってのポイント」、「成果及び課題抽出に当たってのポイント」、そして「評価に際してのポイント」の3つにグルーピングしました。

まず（1）現状把握のポイントとして、「統計資料の分析と実地調査を行うとともに、必要に応じてヒアリング調査やアンケート調査などを実施する」と整理させていただきました。（2）の成果及び課題の抽出のポイントとしては、まず「施策それぞれの目的・目標を再確認する」ということ。「その際、高校の地域における役割を整理するとともに、中学校側及び大学・企業などの側からの評価などを活用する」こと。そして「施策の継続性の観点から、アウトプット主体の施策体系である現将来構想と、アウトカム主体の施策体系である新将来構想とのつながりを整理する」ということとございます。（3）評価のポイントとしては、「施策本来の理念・目的に適合した取組がなされているか」「効果的・効率的に実施されているか」「施策目的に合致した取組であっても、その実施に伴い、施策変更を必要とするような問題が生じていないか」としております。

最後に、4として親審議会と部会との関係について整理しました。（1）としまして、「検証部会において検証を行い、一定の結論が出た段階、つまり最終的な結論ではなくとも、ある程度の検証の結果がまとまり、方向性などが示唆できるようになった段階で部会としてレポートをまとめ、親審議会に報告する。親審議会は、部会の報告を受けて答申を取りまとめる」という関係になるということとございます。ただし、（2）として「上記にかかわらず、検証作業の途中において必要が生じた場合は、親審議会において審議を行う」として、常に親審議会が部会の作業状況をチェックし、または検証作業の途中でであっても、必要に応じて親審議会自らが

審議できることをはっきりさせるために、このように整理しております。

検証の指針（案）については、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○荒井会長 ただいま検証の指針（案）について、説明をいただきました。30分ほど時間を取ってございますので、どのように検証を進めるべきか、いろいろ御意見を頂戴したいと思います。また、いま伺っただけでそう簡単に理解できる内容でもございませんので、ぜひこの機会を利用して、事務局に対してのいろいろな御質問も頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○倉光委員 最初にボタンの掛け違いをすると、後のエネルギー・費用対効果・成果を非常に左右すると思いますので、最初は慎重に議論して決めていく必要があるかと思えます。

この審議会の位置付けをP D C Aのサイクルに置き換えるとしたら、県教育委員会がプランニングして、それを受けて学校現場は「D O」をして、この審議会が客観的に評価する。最後のアクションは、また学校現場に戻るわけですね。P D C Aのそれぞれの段階で当事者が異なるわけです。最後に責任を持ってやっていく学校現場が、検証の趣旨や目的を共有しながらやっていかないと、結果が形式的なものになってしまうのではないかと恐れています。

評価の仕方として、私は2つあると思います。1つ目は、いまここで考えられているとおり、第三者としての客観性・独立性を強調するために、学校とはあまり触れ合わずに独自の検証情報を基に評価していくというもの。2つ目、まずは検証の趣旨・目的や検証の視点を共有した上で、各学校において独自の検証計画（範囲・方法）を議論し、審議会がそれを評価していくやり方。限られた時間・人数でやる場合、前者の場合は非常に多大なエネルギーと時間がかかる。しかも、成果と有効性を考えた場合、2つ目の方法による評価、すなわち、大きなフレームワークでのP D C Aの下部で、学校現場でのP D C Aをしていくことが非常に重要だと思います。

私が再三学校現場と言いますのは、検証の改善策を実行し、学校を活性化していくのは学校現場であることから、検証の実効性を考えているからです。男女共学化一つを取っても、それぞれの学校によって事情が違うわけですね。一女と一高も違いますし、一高と石高も地方と仙台ということで違ってきます。それぞれ、学校現場には色々な事情があるわけです。その事情を踏まえてP D C Aをやっていかないと、本当の意味で学校を活性化させていくことにはつながらないのではないかと、というふうに思っております。

○柴山委員 倉光委員の御発言に賛成ですが、それに補足する形での質問です。(資料5)「3 検証の手法」の「(3) 評価のポイント」。この主語は何ですか。県教委なのか学校なのか。その

主語が何かよって、どこまでPDCAの「C」を落としていけるかというのが決まってくると  
思います。

もう一つ。議題が後戻りになるかもしれませんが、検証部会は原則公開なのか、非公開なの  
か。たとえば、公立の学校の問題に立ち入って議論を進めていくときには、非公開でないとい  
ろいろ難しい問題が出てくるかもしれません。その辺り、御議論いただければと思います。

○荒井会長 事務局のほうから御説明いただければいいかと思います。いかがでしょうか。

○事務局 3の(3)の主語については、「学校を含んだ上での県教委が」ということになると認  
識しております。

○事務局 部会を公開又は非公開とするのかは、第1回目の部会において審議をしていただくこ  
とになると思います。公開・非公開の判断基準は、宮城県の情報公開条例の規定に基づきます。  
原則としては公開としますが、会議の中で個人情報を取り扱うなど、非公開事由に該当する場  
合には、その都度御判断いただきまして、非公開を決定していただくことになると思います。

○柴山委員 そういたしますと、原則公開と考えておいたほうが良いわけですね。分かりました。

○荒井会長 先ほど倉光委員のほうから提示されましたPDCAの「C」のところ、この検証  
作業に関わる形になると思います。あるいは、もう少しマクロな意味でのPDCAをしていく  
のか。いずれにしても、学校現場の問題であれば学校現場に返っていくということが、先ほど  
の御意見の軸であったと思います。その点も含めて、検証の指針の内容について、御質問等が  
ございましたらお願いしたいと思います。

○白幡委員 倉光委員のお話は分かります。しかし、時間と部会委員の数からいって、物理的に  
無理だと思います。こういう形でやれば改善されるとか、施策本来の趣旨を理解して行動計画  
に落とし込んでいくためのチェックリスト的なものを作るとか、一つのアイデアを提示するこ  
とを部会の中でやっていくのであって、現場への落とし込みまでフォローしていくのは無理で  
はないかと、僕は勝手に判断しています。

○荒井会長 倉光委員、何かございますか。

○倉光委員 具体的なやり方については、部会で話をしていくことになると思うのですが、学校  
現場との間の置き方といいますか。学校現場は学校現場で色々考えていると思うんですけど  
も、それと距離を置いて、ちょっと上のほうから見て進めていくのか。それとも、学校現場で  
PDCAを回していきながら、それを部会として客観的に評価をしながら、「それは間違ってい  
る」とか、「こういう方向に行くべきだ」とかいう議論を要所、要所でやっていくのか。このタ  
イプに固執しているわけではないのですが。ただ、学校現場に考えさせるといいますか。「(3)

学校経営」など、学校現場独自の部分についても検証対象に入るわけですので、なおさら、各校の個別の問題について考えて、より良い改善策を立てながら、在るべき姿とのギャップをどう解消していくのかというところ。先ほど言いましたように、学校によって事情や状況が違います。その学校に合った一番のやり方・方針・在るべき姿ということでまずは考えないと。それを、本審議会の大きな検証指針に合わせながら、より大きな立場で、客観的な立場で評価していく。チェックというよりも評価（evaluation）ですね。その手法をどういうふうにしていくのかを、コンセプトとして見ていく必要があるのかなと思います。

○荒井会長 ほかにいかがですか。

○朴澤委員 ここでは検証ということになっています。その視点からお話をすると、この場合の客観的な対象というのは子どもたちだろうと思います。もう一つは、現場の参画ということも大事だろうと思います。母校と恩師といったときに、昔は母校も恩師も、どちらもバランスが取れていた。そういう個人の意識があったと思います。母校を見るに当たっては恩師を通じて教え子から話を聞く。そういう形での検証もあるのではないかと思います。学校からここ10年間くらいの卒業生を紹介してもらえば、1校当たり2人としてもすぐに100～200人から話を聞けると思います。社会で頑張っている場合もあれば、なかなか職に就けないということもあるだろうし。いずれにしても、教え子をよく知っている先生から紹介してもらって、受けた教育はどうだったのかというような形での検証というのが一番客観的だという感じがしておりました。もちろん、色々な手法の中の1つで構いませんが、そういう視点からも検証をやるのが、学校現場との共同作業ということにつながるような感じがいます。

それから、これは細かいですが、検証の視点に5つの丸があります。上の2つは設定されたテーマと似ており、テーマと視点がだぶってしまっています。これは表現も含めて整理すべきだと思います。

○荒井会長 検証の手法等についてはいかがでしょうか。

○柴山委員 「(1)現状把握のポイント」の中に、「統計資料の分析と実施調査を行うとともに、必要に応じてヒアリングやアンケート調査…」と書いてございます。データを扱うときには、かなりのマンパワーが必要です。データをとったらそれで終わりというわけではなくて、解析をしていかないといけないのですが、その辺りのマンパワーというのは事務局が担ってくださるのか。

○事務局 部会での議論を踏まえ、事務局である教育企画室において、こういった体制で組むのが良いのかを考えたいと思います。追って、部会と事務局とで相談をして、形をつくっていき

たいと思います。

○柴山委員 データは、少し引いた感じでとらないと処理しきれない可能性もあります。各学校の個別の事情に入っていくと、データがどんどん膨らんでしまって処理しきれない。せっかくいいデータをとっても、処理しきれないということにつながります。その辺り、どういったマンパワーでデータを取っていくのか、あるいは、倉光委員からサジェスションがありました。学校との距離の取り方の兼ね合いについて検討しなければいけないと思います。それは部会が始まってからの議論になるかと思いますが、一応申し上げておきます。

○荒井会長 検証の手法に限らず、御意見はいかがでしょうか。おそらく、どういうアプローチで検証していくかということが一番の問題だと思いますけれども。「(2)の成果及び課題の抽出のポイント」についてはいかがでしょうか。

○倉光委員 たとえば、男女共学が進んでいるところや、宮城県の事情とよく似たところの情報が参考になるかと思うのですが、どうでしょうか。それを踏まえて、検証していけるのではないかと思います。

○荒井会長 おそらく、すでに手持ちの資料も相当あるかと思いますが、また、当然のことながら、検証の過程で新たに集めていくということも必要になります。結果的に、それらがどの程度参考になるかということはあるかと思いますが、参考となる資料については事務局に御尽力いただけたらと思います。

○荒井会長 「4. 親審議会と部会との関係」について。親審議会の関与は「必要が生じた場合には」となっておりますが、たとえばどのようなケースでしょうか。

○事務局 現段階においては、具体的に想定しておりませんが、いずれ、行き詰まったような場合や、大きな課題に直面したような場合に、どういう対応策が考えられるかについて、まずは会長に御相談したいと思います。その結果、「再度、親審議会を開いて、方向性を確認すべき」ということになれば、その段階で親審議会を開催したいと思っております。

○荒井会長 検証を進める上で、部会では決めかねるというようなことが生じた場合に、審議会で御議論いただく必要が出てくるということですね。

○荒井会長 ほかにいかがでしょうか。他県での例を見ない形での検証のアプローチになるので、進めてみないと分からないことが大分ございます。審議会としても、あるところ以上には具体的に見えないというのも正直なところでございます。ただ、検証の在り方については、第1期の審議会から議論を重ねてまいりまして、だいぶ共有できる中身ができてきたのではないかと

感じております。

平成23年からの新将来構想を審議している際に、現将来構想が実施に移され、物議をかもしている、火を噴いている問題をよそに、審議を続けるというのは、審議会としては随分フラストレーションが募った経験でございました。さらには、県立高等学校将来構想審議会と並んで、産業教育審議会と入学者選抜審議会が非常に関連の深い課題を審議しておられる。これら3つの審議会の関係がどうもはっきりしない。特に将来構想という間口の広い審議を進めていく上では、そのあたりの大変に曖昧に感じられたということがございました。

これらを何とか打開するというのが、これからの将来構想を考えていく上で非常に重要なファクターだと考えたことから、第1期審議会の最後に、検証部会の設置を提案した背景であると理解しております。そのことについては、大きな一歩を踏み出したという自覚が私の中にございますし、また、それぞれの委員の方々の中にもおありになるかと思えます。何とか、この検証を実りあるものにしていきたい。部会の委員の方々には大変御負担をおかけしますが、御尽力いただければと存じます。

残りの時間が5分程度になりましたが、特にこれを言い残しているということがございましたら、挙手をいただければと思います。

○小澤委員（資料6）で、平成22年度は部会を3回程度開催する旨の記載をあります。果たして、3回程度で議論が尽くされるかなという心配があります。私も委員の一人として、自覚を持って新たな検証部会を受け止めておりますけれども、半年あまり、3回では触りきれないと感じております。見通しとしてはいかがでしょうか。

○荒井会長 各委員の御都合もありますので、あまり無理は申し上げられませんが、第1期の審議会の時にも、公式の審議会の中に勉強会を設けたり、あるいは事務局と委員との間の意見交換などの作業をかなり挟んでまいりました。おそらく実務レベルではより頻繁に、事務局の方々の行き来であるとか、意見交換の場が出てくるのではないかと思います。この辺、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局 我々といたしましては、先ほど荒井会長からお話ございましたとおり、可能な限り3回プラスαにとどめまして、あとはその都度、事前打ち合わせなり、事後的なフォローをしていくという方法を考えてございます。

○荒井会長 小澤委員、よろしいですか。

○小澤委員 はい。

○荒井会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。



それでは、予定していた時刻に近くなってまいりましたので、この辺で第2回目の審議を終了したいと思います。部会日程のデータを見ると、今後、しばらくは部会での審議を中心に開いて、来年4月辺りに再度、全体で審議をするという予定が出ております。

本日は、一応、目標に立てていたものに関しては御了承いただけたかと思えます。円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

#### 4 その他

○司会 限られた時間の中で、熱心な御討議をいただきまして、ありがとうございました。本日頂戴した御意見のほかに、時間の関係上お話しいただけなかった御意見等がございましたら、お手元の用紙に御記入の上、郵送、ファックス、電子メールなどで事務局あてに御連絡くださるようお願いいたします。

なお、第1回の部会の開催は、10月下旬を予定しております。部会委員の方には追って日程調整について御連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

#### 5 閉 会

○司会 以上をもちまして、第2回県立高等学校将来構想審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。